

中山間地域等における農村 RMO の形成推進 Promoting formation of rural RMO in hilly and mountainous areas

木原 伸英*

KIHARA Nobuhide

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業産出額が全国の約4割を占めるなど我が国にとって重要な地域であるとともに、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かした農業を営むことができる可能性を秘めた地域でもある。一方、条件不利地ほど少子高齢化・人口減少が進行する等、厳しい状況に置かれており、山間農業地域では総戸数が9戸以下の農業集落の割合が19.9%、中間農業地域では7.9%になっている。集落の総戸数が9戸以下になると、農業用排水路の保全やイベント開催等の各種活動の実施率が急激に低下する傾向が見られる¹⁾ことから、集落機能を維持・強化する対策を講じる必要が生じている。

中山間地域に限ったものではないが、総務省の報告書では、高齢化による生活機能の低下、人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下等が進む中、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織が注目されていること、地域における課題はより多様化して切迫感を増しており、都市部・地方部に関係なく、行政による対応のみならず住民共助による更なる対応が求められており、地域の多様な組織を包摂する地域運営組織には一層の役割が期待されていることが記載されている。²⁾

このような状況を踏まえ、農林水産省では令和4年度より、農村型地域運営組織(以下、「農村 RMO」と言う。)の形成を推進している。なお、RMO(Region Management Organization)は地域運営組織のことである。農村 RMO は、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織と定義している。なお、農村 RMO は、地域運営組織(RMO)の一形態と整理している。農村 RMO のイメージとしては、①複数の集落にわたる範囲(例えば、小学校区程度のエリア)を対象に、②複数集落による集落協定や農業法人などの農業者を母体とした組織と、自治会や社会福祉法人など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、③「農用地保全」、直売所での農作物販売など「地域資源活用」、直売所の店員が集出荷とあわせて買い物支援や見守りをするなど「生活支援」の活動に取組むような組織である。なお、地域の実情に応じて様々な組織形態や活動内容が存在していることに加え、これに当てはまらない地域づくりを排除するものではないことに留意が必要である。加えて、農村 RMO と銘打って施策推進を開始したのは令和4年度からであるが、同様な取組はそれ以前から全国各地に存在していることにも留意が必要である。

*農林水産省農村振興局 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries 農村 RMO、中山間地域、農用地保全

農村 RMO の活動内容については、基本的には、まずは活動の組織体制づくりと、将来ビジョンの策定を進めることとなる。その後、多様な関係機関と連携し、具体的な取組を進めることとなる。例えば、ある地域では、地域の将来に危機感を持った有志が発起人となり農業や生活の課題を一緒に考える場として協議会を設立。徐々に地域住民の賛同が得られ、将来ビジョンを策定、その後、遊休農地に食べられる木の実がなる木を植え、収穫を通じて子供と高齢者が交流することで、高齢者の生きがい、子供の食育を実現。さらに木の実を加工してゼリーを作り、配食サービスのデザートに活用すること等が挙げられる。

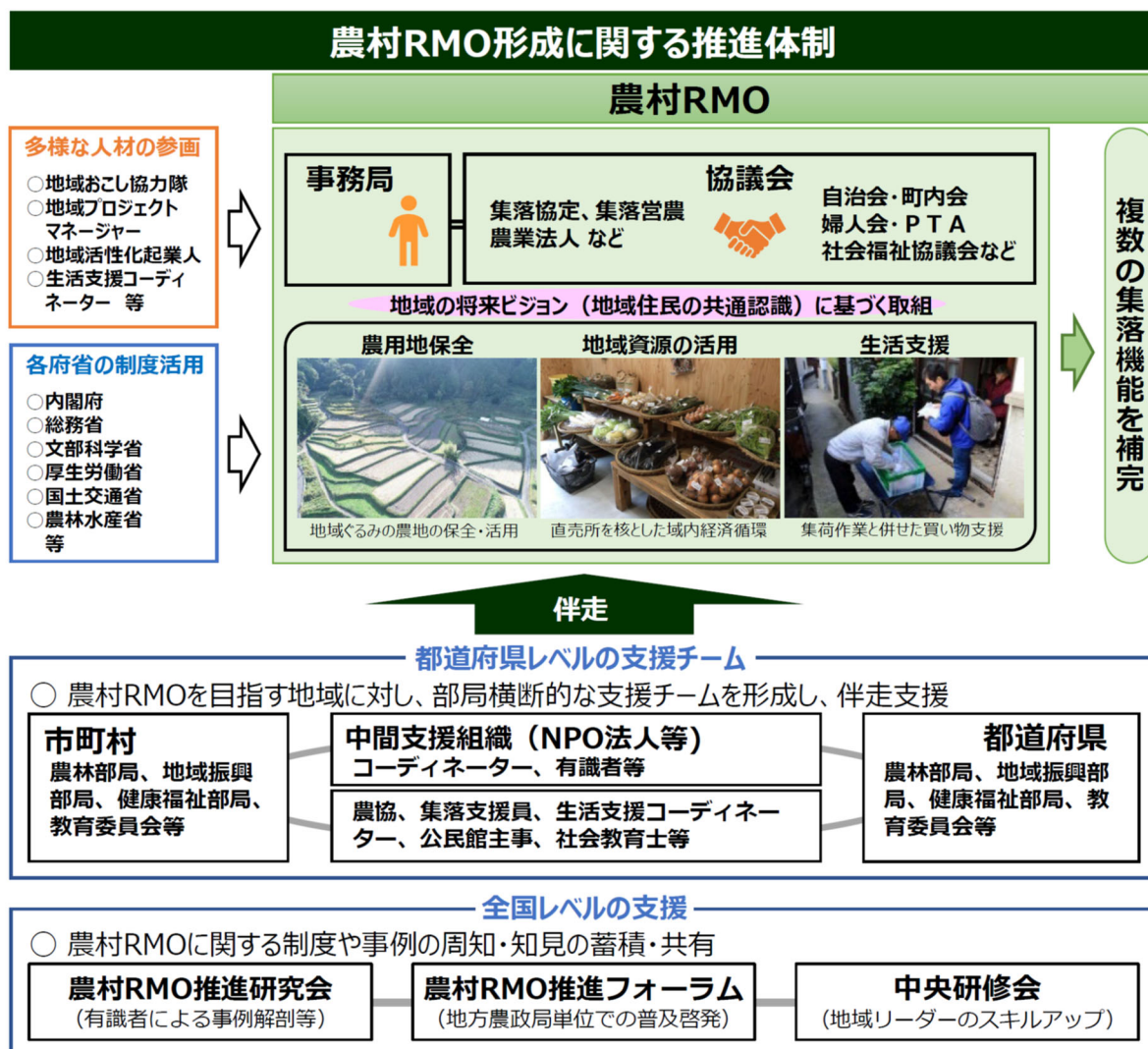


図 1 全体像 overall picture

引用文献

- 1) 農林水産省農村振興局農村政策部：中山間地域の農用地の保全と農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成について
- 2) 総務省地域力創造グループ地域振興室：令和 5 年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書